

松山市行政改革プラン2012

～全国に誇れるわがまち松山～

誇れる行政サービスで笑顔に

平成24年3月
松山市

本プランに掲載している第一次実施計画は、推進期間を平成24年度から平成26年度の3年間としていましたが、平成27年度において、新たなプランを策定するため、本実施計画の推進期間を1年間延長し、平成27年度までとします。

松山市行政改革プラン2012の策定にあたって

本市においては、平成12年度に、行政改革の道標である「松山市新行政改革大綱」を策定して以来、「選択と集中」に重点をおき、危機意識と改革意欲を職員全体で共有しながら、知恵と工夫を結集して各般にわたる行政改革に取り組んで参りました。

この結果、職員数では中核市の中でもトップレベルの少数体制を維持するとともに「健全な財政運営へのガイドラインの遵守」、「徹底した事務事業の見直し」、「民間活力の積極活用」、「公共工事のコスト縮減」、「財源確保へ向けた取組みの強化」などにより、健全財政を堅持しています。

しかしながら、国・地方を通じた厳しい財政状況の下、市民のライフスタイルや価値観が多様化する中で、地方を取り巻く環境が今後さらに厳しくなることが想定される状況においては、最小の経費で最大の効果を挙げられるよう、これまで以上に徹底したコスト意識と時代の変化に対応できる経営感覚を取り入れた効率的な行政運営を目指していくことが重要となっており、本市が「全国に誇れるわがまち松山」として、将来に亘って活力あふれるまちづくりを進めていくためにも、これまでの行政改革への積極姿勢を継承、発展させていかなければならないと考えております。

そして、組織のスリム化や事業の選択と集中の徹底等を一層進める中で捻出した財源や人的資源を、市民の暮らしや安全を守るための取組みはもとより、新たな成長分野を切り拓く中で、まちの賑わいや雇用拡大につながるなど、市民サービスの向上策のために活用していくことが、より多くの人の笑顔につながるものと信じております。

そこで、これまでの取組みの成果や課題、社会情勢等を踏まえ、これまで取り組んで参りました「松山市新行政改革大綱」を見直すこととしました。

今後は、この「松山市行政改革プラン2012」に掲げる目標を目指し、誇れる行政サービスを達成するよう、職員と一丸となって、不退職の決意でさらなる行政改革に取り組んで参りますので、市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

最後に、今回のプランの策定に当たっては、行政改革専門委員会からのご意見をいただくとともに、市民の皆さんによるワークショップを開催し意見交換を行ったほか、市民意見公募手続も実施いたしました。

策定に関わっていただきました皆様に、心から感謝申し上げますとともに、今後ともご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年3月

松山市長 野志 克仁

1. はじめに	P.1
(Ⅰ) これまでの本市の行政改革の取組み		
(Ⅱ) これまでの行政改革の成果		
2. 本市を取り巻く環境	P.7
(Ⅰ) 少子高齢化と人口減少社会の到来		
(Ⅱ) 本格的な地方分権時代の到来		
(Ⅲ) 国・地方を通じた厳しい財政状況		
(Ⅳ) 本市の財政事情		
(Ⅴ) 本市の行政水準		
(Ⅵ) 市民が求める行政サービス		
(Ⅶ) 一人でも多くの人を笑顔にするために		
(Ⅷ) 行政改革の必要性		
3. プランの構成	P.13
(Ⅰ) 松山市行政改革プラン2012の性格と役割		
(Ⅱ) 松山市行政改革プラン2012の構成		
(Ⅲ) 松山市行政改革プラン2012の推進期間		
(Ⅳ) 基本理念		
(Ⅴ) 基本理念に基づく基本方針と方策		
4. 第一次実施計画	P.22
(Ⅰ) 第一次実施計画の新規等主要項目について		
(Ⅱ) 実施計画（3つの基本方針・12の方策別）		
(Ⅲ) 第一次実施計画取組項目 個別シート		
5. その他	P.61

1. はじめに

(I) これまでの本市の行政改革の取組み

本市においては、単に行政のスリム化を図るだけではなく、限られた人的・物的資源の活用と職員能力の向上など、時代の要請に的確に答えながら、市民が求めるまちづくりを推進できる行財政システムの構築という目的のもと、平成7年度に「松山市行政改革大綱」を策定し、政策形成機能の向上や組織の活性化等に重点を置いた本市独自の行政改革を推進してまいりました。

さらに平成12年度には、市民の皆様の意見を参考に「松山市新行政改革大綱」を策定し、「みんなでつくろう、みんなの松山」をスローガンに職員の意識改革や積極的な情報公開と市民参加など、6つの方針毎に今後の取り組むべき重要課題を明確にいたしました。この間4度にわたる実施計画を策定し、職員全体で危機意識と改革意欲を共有しながら社会情勢に合わせた、さまざまな行政改革について積極的に取り組んでまいりました。

～松山市におけるこれまでの行政改革の経緯～

- | | |
|----------|---|
| 平成7年度策定 | 松山市行政改革大綱
(推進期間：平成8年度～12年度) |
| 平成12年度策定 | 松山市新行政改革大綱
(推進期間：平成13年度～)
松山市新行政改革大綱第一次実施計画
(推進期間：平成13年度～15年度) |
| 平成15年度策定 | 松山市新行政改革大綱第二次実施計画
(推進期間：平成16年度～18年度) |
| 平成16年度策定 | 集中改革プラン
(推進期間：平成17年度～21年度) |
| 平成18年度策定 | 松山市新行政改革大綱第三次実施計画
(推進期間：平成19年度～平成21年度) |
| 平成21年度策定 | 松山市新行政改革大綱第三次実施計画(補正版)
(推進期間：平成22年度～23年度) |

直近の実施計画である松山市新行政改革大綱第三次実施計画（補正版）では、定員管理の適正化や健全財政の確保など従来の取組みを継続するとともに、職員力の活用や地域におけるまちづくりなど社会情勢等から新たに必要と思われる項目を追加した取組みを行いました。



(Ⅱ) これまでの行政改革の成果

まず、定員管理の適正化については、計画的に職員の採用抑制に努める一方、指定管理者制度による民間活力の活用などを進めた結果、平成17年度を基準にして平成22年度当初までに182人(5.0%)の純減を行うこととした集中改革プランの目標を大幅に上回る235人(6.4%)もの純減を達成したほか、公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画に掲げる職員数の純減目標も全ての会計で達成しております。

また、事務事業の見直しについても、平成12年度の導入以来、順次廃止や縮小等の見直しを行った結果85億円に及び縮減を図っているほか、外郭団体の見直しも進めました。

とりわけ、15年度から進めた民間委託等では、23年度末時点の累計で約36億円の経費縮減効果が見込め、18年度から開始した指定管理者制度導入では、直営時と22年度決算額を比較すると約6億4千万円のコスト縮減に繋がっています。

さらに、平成11年に作成(21年改定)した健全な財政運営へのガイドラインに掲げる数値目標をクリアし、健全財政を維持しています。

そのほか、市民力の活用として、多くの地区においてまちづくり協議会が設立されるとともに、他の地区においても順調に準備会が立ち上げられるなど、住民自治の強化、官民協働の促進も図られているところであります。

事務事業を見直した主要項目

- 東京公舎の廃止・売却による運営費の削減と売却収入の確保
- 北条クリーンセンター・中島クリーンセンターの休止に伴う管理費の削減
- 集中改革プランや財政健全化計画等に伴う職員数の削減
- 補償金免除繰上償還による公債費の削減
- 合併処理浄化槽の補助制度の見直し
- 生活保護世帯への下水道使用料の適正化
- 市営住宅合併処理浄化槽助成の適正化
- 生活保護者に対する法外援護の廃止
- 駐車場案内システムの廃止
- 民間委託
 - ◇指定管理者制度の導入(100施設)
中央公園体育施設、坂の上の雲ミュージアム、松山城ほか
 - ◇その他の委託
 - ・下水道施設(性能発注)
 - ・上水道(料金徴収業務、浄水場運転等業務)
 - ・保育所(運営委託)
 - ・学校給食調理場(運営委託)
 - ・図書館(窓口業務)
 - ・道後温泉(応接業務)

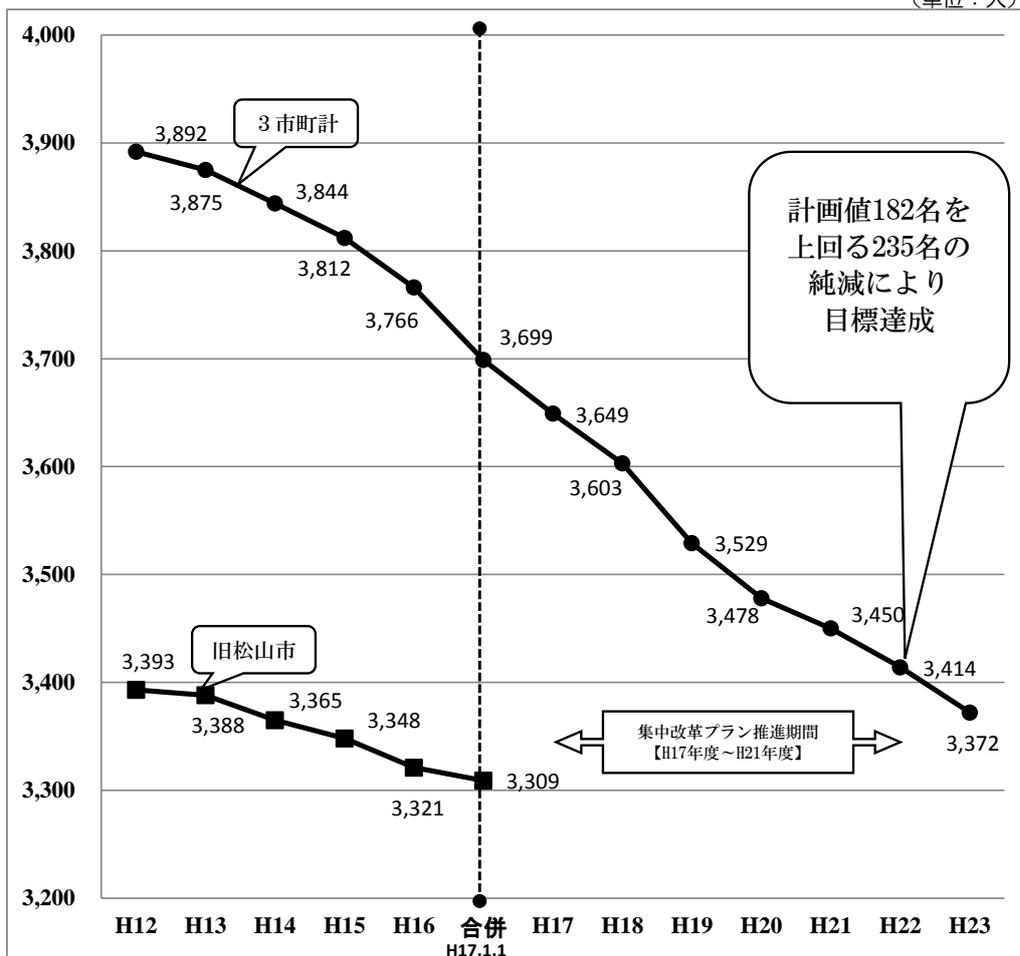


松山市職員数の推移

(単位：人)

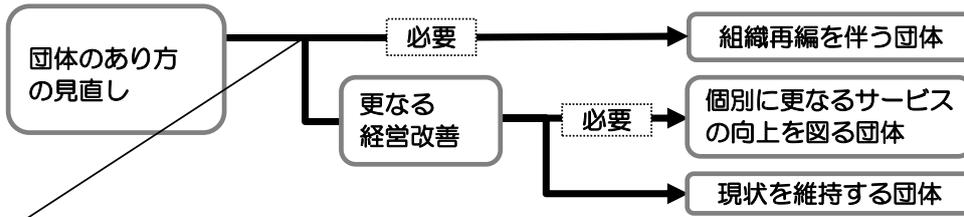
	H12 当初	H13 当初	H14 当初	H15 当初	H16 当初	合併時	H17 当初	H18 当初	H19 当初	H20 当初	H21 当初	H22 当初	H23 当初
集中改革 プラン	/	/	/	/	/	/	3,649	3,600	3,582	3,555	3,516	3,467	—
3市町計	3,892	3,875	3,844	3,812	3,766	3,699	3,649	3,603	3,529	3,478	3,450	3,414	3,372
増減数 (対前年)	/	▲ 17	▲ 31	▲ 32	▲ 46	▲ 67	▲ 50	▲ 46	▲ 74	▲ 51	▲ 28	▲ 36	▲ 42
旧松山市	3,393	3,388	3,365	3,348	3,321	3,309	—	—	—	—	—	—	—
旧北条市	281	275	274	267	263	259	—	—	—	—	—	—	—
旧中島町	218	212	205	197	182	131	—	—	—	—	—	—	—

(単位：人)



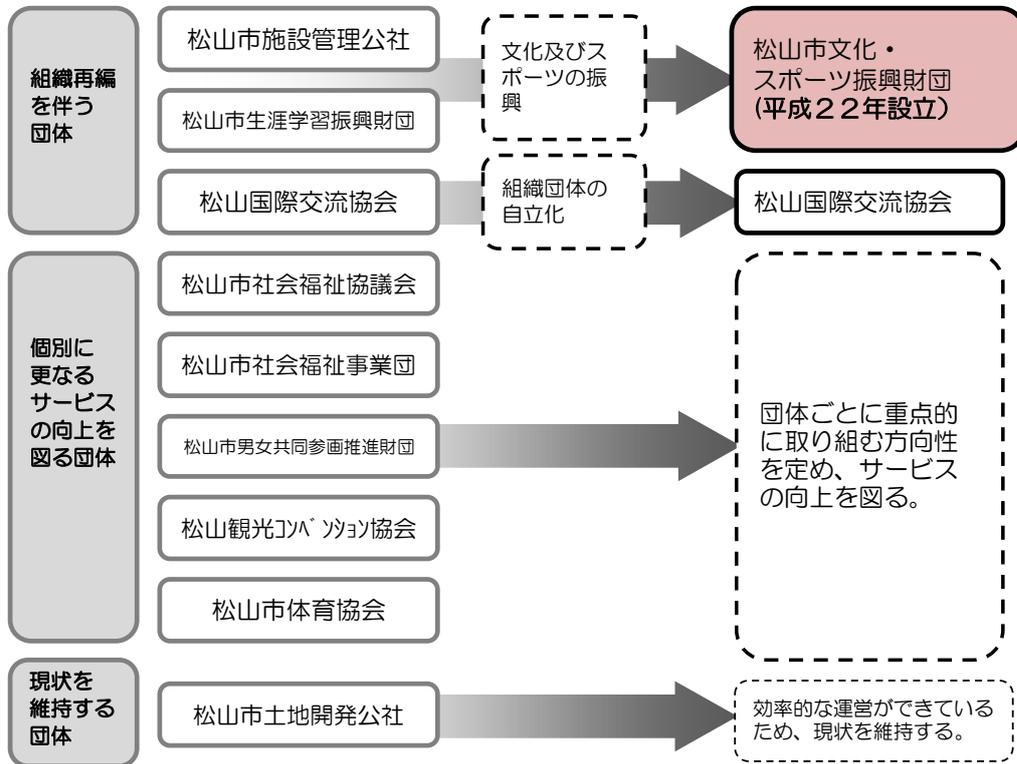
外郭団体の改革

以下の方針に基づき、改革を推進しており、平成22年には施設管理公社と生涯学習振興財団の統合を行いました。



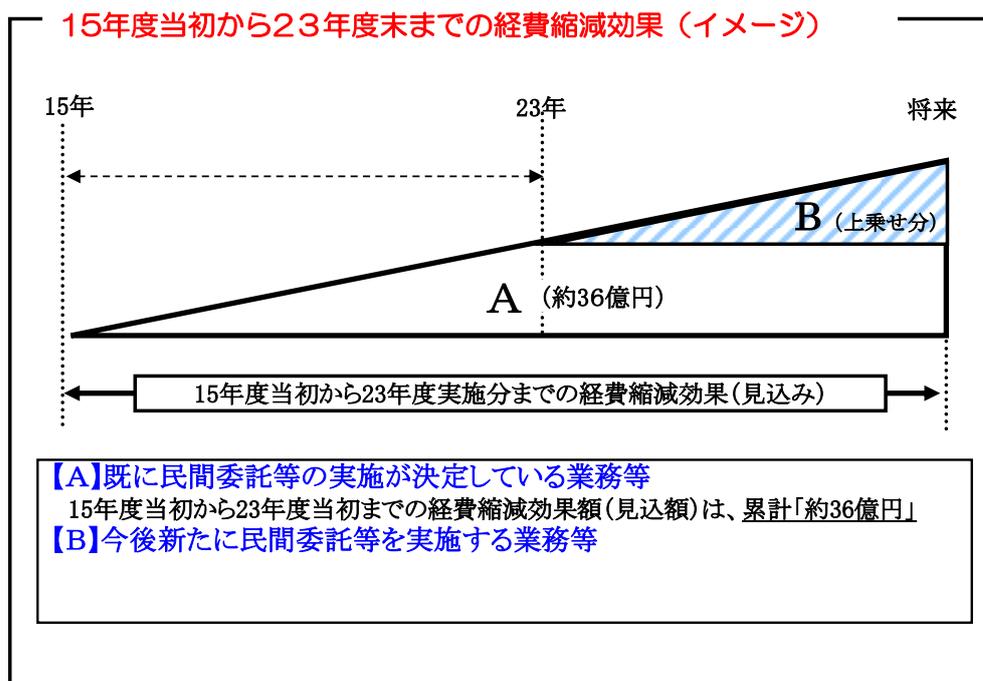
<組織再編のメルクマール>

- 統廃合等により、各団体の専門性やノウハウを有効に活用できる場合
- 組織の一元化により、効率的かつ総合的な取組体制を整備することができる場合
- 市や関係団体等との連携・協力がよりスムーズになる場合



民間委託等による効果

平成15年度当初から平成23年度末までに約36億円の経費縮減見込。



指定管理者制度導入による効果

	直営時コスト	H22年度コスト	コスト縮減額	縮減率
経費 (千円)	4,454,103	3,811,589	642,514	14.4%

	直営時収益	H22年度収益	収益増加額	増加率
収益 (千円)	1,477,976	1,569,153	91,177	6.2%

2. 本市を取り巻く環境

(I) 少子高齢化と人口減少社会の到来

我が国における年少人口（0～14歳）は、昭和50年以降、一貫して減少する一方で、老年人口（65歳以上）は、昭和25年以降増加しており、平成9年には、老年人口が年少人口を逆転するなど、ますます少子高齢化が進行しています。

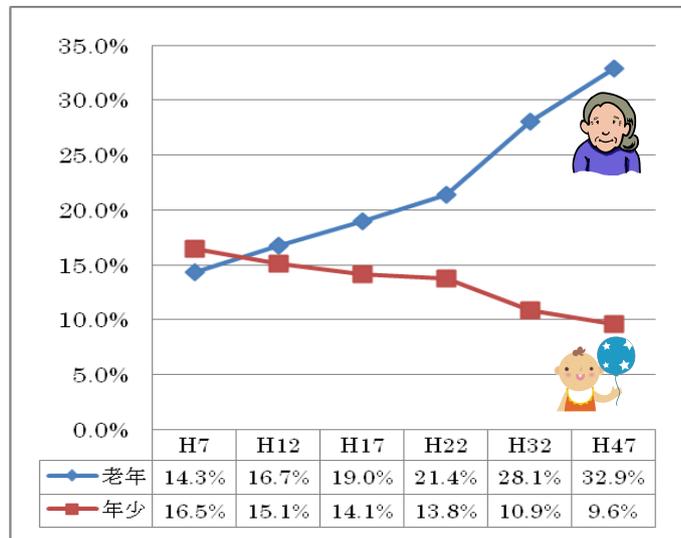
また、今後においても老年人口の割合が年々高まる一方、年少人口の割合は年々低下すると見込まれ、平成47年には、老年人口の割合は32.9%、年少人口の割合は9.6%になるものと推計されています。

さらに、厚生労働省の人口動態統計においては、平成17年に死亡数が出生数を上回る自然減となり、平成19年から4年連続で減少しています。また、平成22年の国勢調査では、日本人の人口が現行調査開始以来初となる37万人の減少となり、高齢者の割合が世界最高水準を更新するなど少子高齢化の加速ぶりを裏付けた形になっています。

こうした少子高齢化社会の進行の結果、社会保障関係経費が増加するとともに、生産年齢人口の減少等から税収の増加が見込めないなど、厳しい財政状況が想定されています。

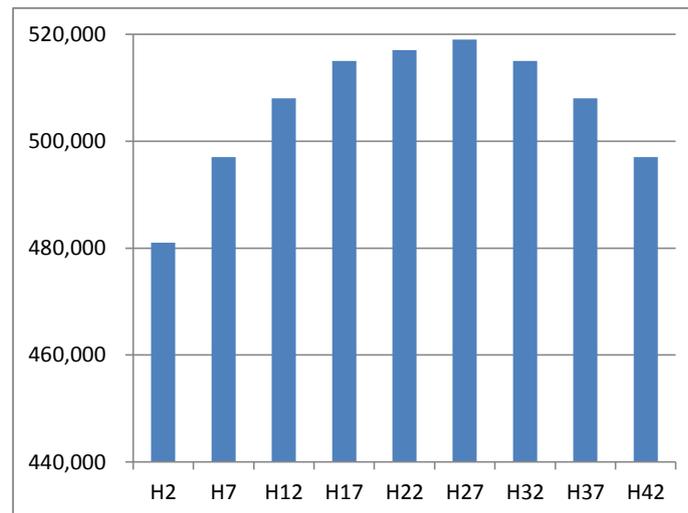
このような状況下、本市の人口の現状は、微増から横ばい傾向にあるものの、将来的には減少に転換すると予測されており、平成17年に実施した国勢調査を基に算出した松山市の人口推計によると、本市の人口は、平成27年の約51.9万人をピークに減少し、平成42年には、平成27年よりも約2万2千人（4.2%）減少するものと推計されています。

我が国の人口に占める、老年・年少の割合



※ 総務省「人口推計（平成21年10月1日現在推計人口）」による。

本市の人口推移（単位：人）



※ 平成17年国勢調査に基づく松山市将来人口推計による。

（Ⅱ）本格的な地方分権時代の到来

平成18年7月の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針（骨太の方針）2006」の中で、「地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る」とし、新たな改革に踏み出す方針が示されました。

そして、平成18年12月に「地方分権改革推進法」が成立し翌年4月に施行されました。これを契機に『地方分権』への流れは大きく加速するとともに、民主党政権の誕生と共に勢いはさらに増し、さらに平成22年6月には、「地域主権戦略大綱」が策定され、義務付け・枠付けの見直しや、権限・財源の移譲などにより、地方の自由度の拡充を図る方向性が示され、国と地方のあり方が大きく変わりつつあります。

そのような中、各地域においては、国、県（広域自治体）、市町村（基礎自治体）での役割分担の見直しや二重行政解消への機運が高まりつつあり、一部の地域では地域を第一に考え、行動する地域政党が力をつけるなど、新たに生まれつつある政治の流れが国にも波及し、日本を大きく変えようとしております。

本市では、県・市町連携政策会議に積極的に参画し、住民サービスの向上や行政運営の簡素化・効率化を図るなど、早め早めの対応を心がけています。

（Ⅲ）国・地方を通じた厳しい財政状況

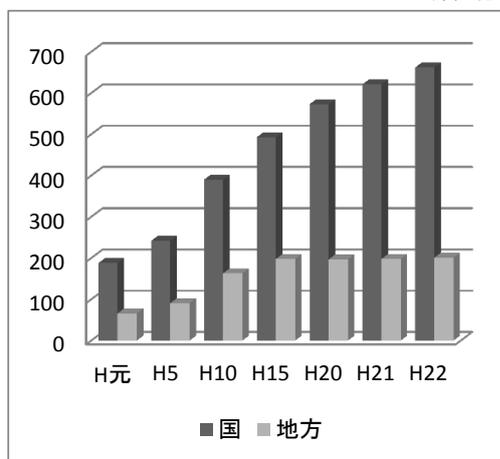
現在、国と地方の財政を取り巻く環境は、公債残高のGDP比が主要先進国の中で最悪の水準で推移する中で、少子高齢化に伴う社会保障関係費の増加や東日本大震災の復興対策などに多額の行政需要が発生する一方、長期にわたる景気低迷により税収増が見込めないことなどから、今後においても極めて厳しい状況になると想定されております。

この状況下において、持続可能な行財政運営を進めていくためには、国・地方・住民の役割を抜本的に見直す中で、歳入・歳出全般にわたり、不断の行政改革に取り組み、簡素で効率的な行政を目指すことが求められております。

本市においては、市民参加型あるいは地域を中心としたまちづくりを進めるとともに、数々の行政改革に取り組んできたところですが、今後とも引き続き行政改革を推進し、より良い行政運営と市民サービスの向上に努めていくことが必要であると考えています。

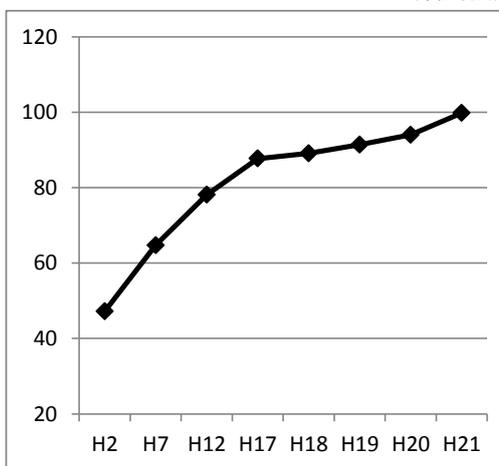
国及び地方の債務残高

※1（単位：兆円）



社会保障関係費の推移

※2（単位：兆円）



※1 財務省データによる

※2 国立社会保障・人口問題研究所「平成21年度社会保障給付費（概要）」（H23.10公表）による

(Ⅳ) 本市の財政事情

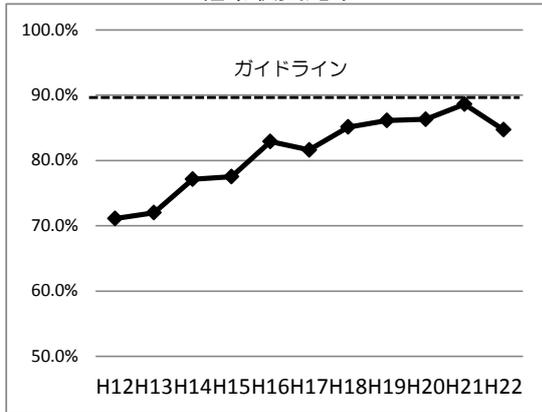
健全な財政運営へのガイドライン

(単位：%)

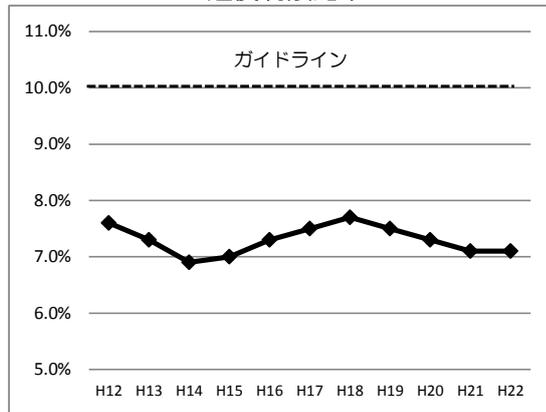
	数値目標	H12 決算	H13 決算	H14 決算	H15 決算	H16 決算	H17 決算	H18 決算	H19 決算	H20 決算	H21 決算	H22 決算
経常収支比率	90%未満	71.1	72.0	77.1	77.5	82.9	81.6	85.1	86.1	86.3	88.6	84.7
起債制限比率	10%未満	7.6	7.3	6.9	7.0	7.3	7.5	7.7	7.5	7.3	7.1	7.1
実質公債費比率	12%未満	-	-	-	-	-	10.3	10.7	10.1	9.6	8.9	8.5
将来負担比率	150%未満	-	-	-	-	-	-	-	128.8	101.3	90.1	79.8

※実質赤字比率、連結実質赤字比率は黒字。

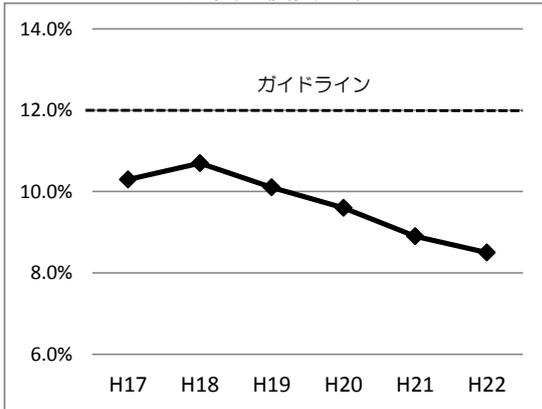
経常収支比率



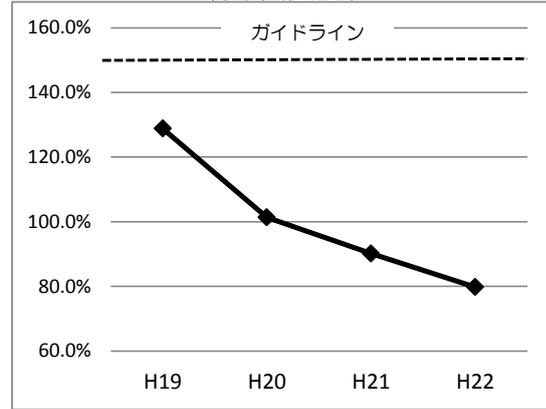
起債制限比率



実質公債費比率



将来負担比率



※経常収支比率とは 財政構造の弾力性（柔軟性）を判断するための指標で、この比率が低いほど自由に使えるお金が多く臨時の財政需要に対して余裕がある。

※起債制限比率とは 公債費の状況から、財政運営の弾力性を判定する指標で、低ければ低いほど財政運営に弾力性がある。公債費（普通交付税が措置されるものを除く）に充てられる一般財源の額の標準財政規模に占める割合。

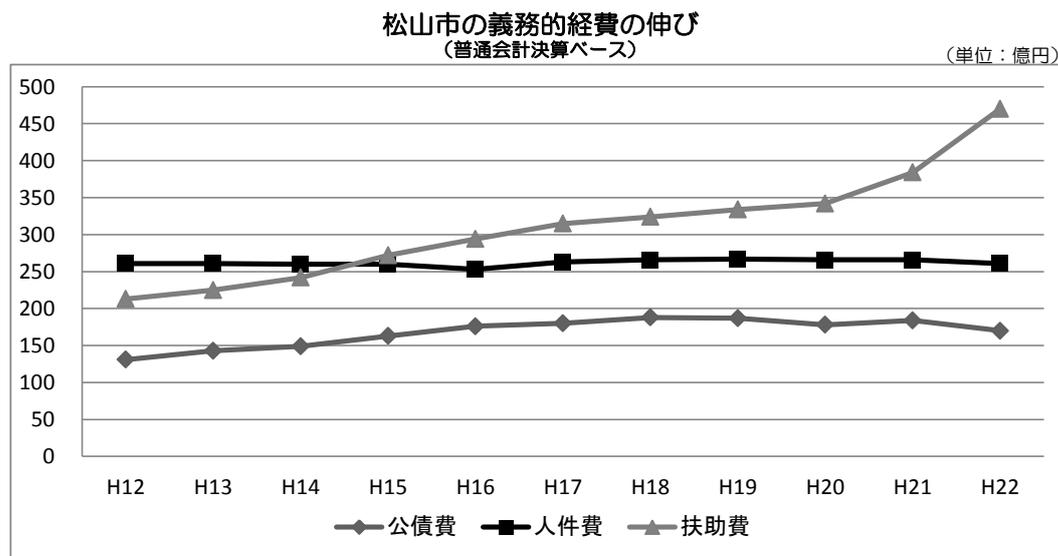
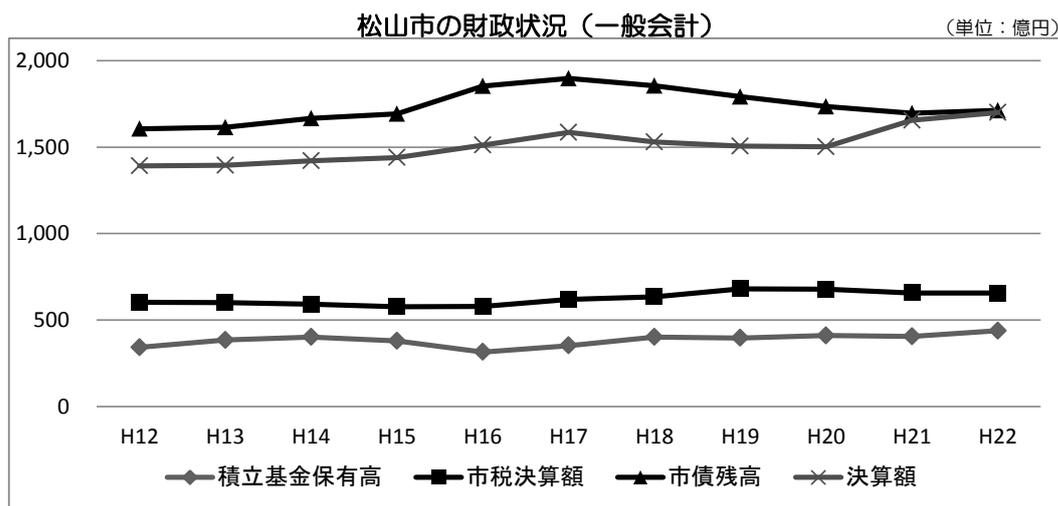
※実質公債費比率とは 起債制限比率に公債費や公営企業債に対する繰入金等の公債費に準ずるものを含んだもの。（H17年度より指標導入）

※将来負担比率とは 一般会計等が負担する借入金の返済額や将来支払っていく可能性のある実質的な負担額の残高の標準財政規模に対する比率。一般会計等が抱えている全ての負担が、一般会計等の標準的な年間収入の何年分あるのかなど、その団体の将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す。（H19年度より指標導入）

現在、本市においては、職員数の適正化や高金利地方債の繰上償還、事務事業の見直しなどを通して、経費の削減に取り組むことなどにより、平成21年3月に改定した「健全な財政運営へのガイドライン」を堅持しています。

しかしながら、長期にわたる景気低迷に円高や東日本大震災の影響も加わり、現下の雇用情勢は依然厳しい状況にあり、個人市民税をはじめとする市税収入の増加が困難な状況が長引くと見込まれる一方で、社会保障関係費などの義務的経費の増大や、公共施設の耐震化や老朽化による更新など施設改修経費の増加が避けられないことなどを勘案すると、今後は、さらに厳しい財政状況となることが想定されております。

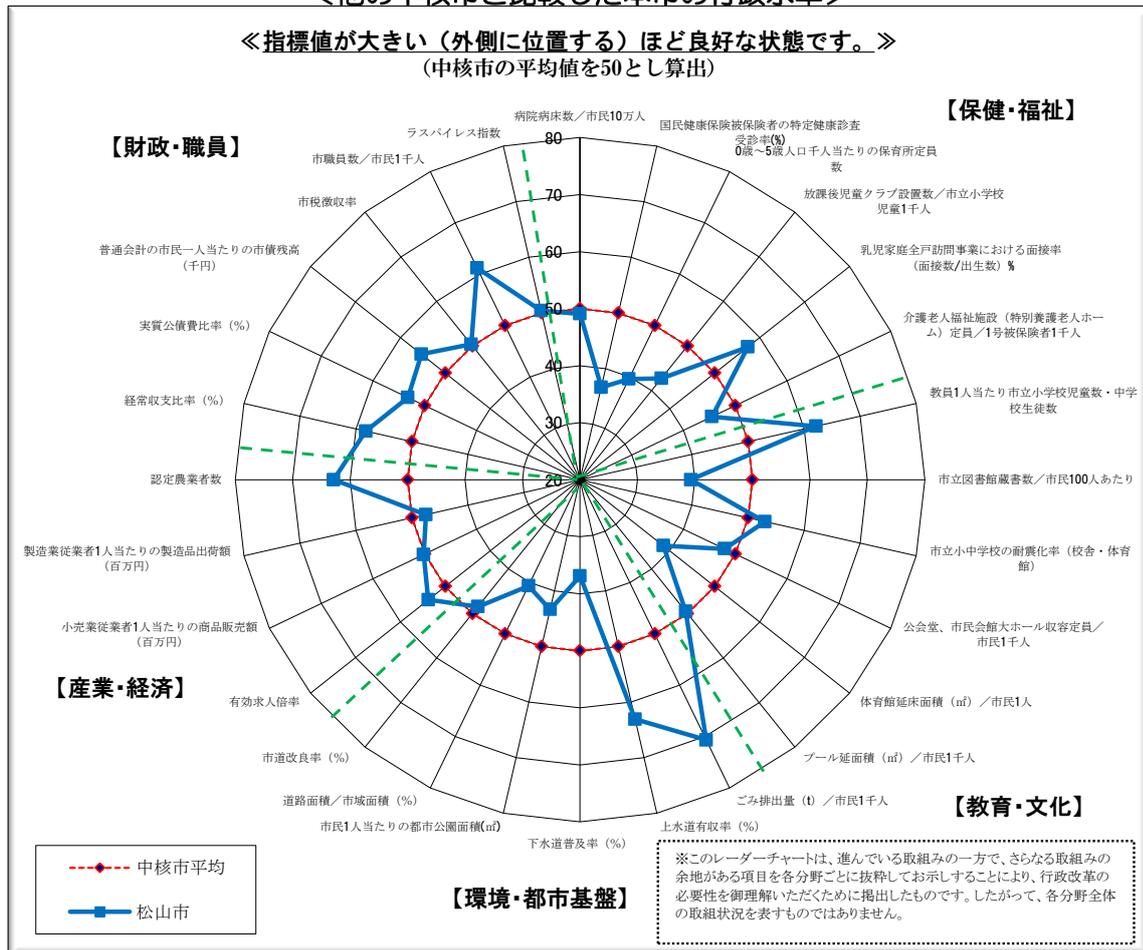
こうした状況を視野に入れると、限られた財源と人員を最大限有効に活用し、“一人でも多くの人を笑顔に～全国に誇れるわがまち松山”の実現に向けて、諸施策の計画的かつ確実な実施がこれまで以上に求められると考えています。



(V) 本市の行政水準

<他の中核市と比較した本市の行政水準>

《指標値が大きい（外側に位置する）ほど良好な状態です。》
 （中核市の平均値を50とし算出）



【財政・職員】

経常収支比率等の各指数が良好な数値を示しており、健全財政が保たれていることに加え、職員数も少ない水準を保っており、行財政改革の成果が一定示されているものと考えられます。

【産業・経済】

企業誘致などの雇用創出に向けた取り組みを進めており、有効求人倍率が中核市平均水準を上回るなど良好な数値を示していますが、商工業のさらなる底上げが必要と考えられます。

【環境・都市基盤】

市を挙げてごみの減量・リサイクルや節水対策に取り組んだ結果、ごみ排出量や有収率は、非常に良好な数値を示しており、トップクラスの水準にあると言えますが、下水道普及率や公園・道路等の都市基盤については、中核市平均水準を下回っていることから、今後、都市基盤整備の強化が必要と考えられます。

【教育・文化】

小中学校の耐震化や教職員1人当たりの児童・生徒数など教育分野に関する指標は良好である一方、図書館の蔵書数や体育館面積、市民会館収容数など、文化・スポーツ面の指標は下回っていることから、この分野の強化が必要と考えられます。

【保健・福祉】

乳児家庭全戸訪問事業における面接率など高い水準のものや平均にある病院病床数のほか、保育所や児童クラブの充実等においては取組みの余地が残されています。

(VI) 市民が求める行政サービス

市民のライフスタイルや価値観が多様化する中で、市民が求める行政サービスは、より複雑・高度化することが見込まれ、各地域の課題や実情に応じたまちづくりを行うためには、これまでのような国への依存体質から脱却して、自らの判断と責任のもと行政サービスを提供することが求められています。

また、こうしたきめ細かな行政サービスを提供していくため、今後はこれまで以上に市民との協働を進めることなどにより、市民主体の地域づくりを目指す必要があると考えています。

(Ⅶ) 一人でも多くの人を笑顔にするために

本市においては、組織のスリム化や事業の選択と集中の徹底等を一層進める中で捻出した財源や人的資源を、市民に最も身近な基礎自治体として、市民の暮らしや安全を守るための取組みはもとより、新たな成長分野を切り拓く中で、まちの賑わいや雇用拡大につなげるなど、一人でも多くの市民を笑顔にできるような市民サービスの向上策のために活用しなければならないものと考えています。

一人でも多くの人を笑顔に ～全国に誇れるわがまち松山～

1. 「誇れる」行政サービスで笑顔に
2. 「誇れる」ことばで笑顔に
3. 「誇れる」まちの安全・安心で笑顔に
4. 「誇れる」子育てで笑顔に
5. 「誇れる」福祉・医療で笑顔に
6. 「誇れる」まちの長所を活かし笑顔に
7. 「誇れる」地域の宝を磨き笑顔に

松山市における5つの意識改革

1. 「なぜできないか」から「どうすればできるか」へ
2. 「やってあげている」から「やらせていただく、一緒にやる」へ
3. 「自治体に倒産はない」から「自治体に倒産はありうる」へ
4. 「情報に振り回される」から「情報を活用する」へ
5. 「失敗を隠す」から「失敗を報告する」へ

(Ⅷ) 行政改革の必要性

今後においても、種々の政策や課題に対応していくため、引き続き行政改革を推進していくことが必要不可欠であることから、簡素で効率的な組織体制の整備、選択と集中による真に必要な市民サービスの提供、そして、住民自治の観点に基づき、さらなる改革を進めていくため、今回新たに「松山市行政改革プラン2012」を策定することといたしました。

今後も厳しさを増すことが想定される行財政環境の下で、市民ニーズに柔軟かつ的確に対応できるよう、行政体質を強化するとともに、市民との協働のもと個性的で活力ある地域社会の構築に努めるほか、最小の経費で最大の効果を挙げられるよう、引き続き徹底したコスト意識と時代の変化に対応できる経営感覚を取り入れた効率的な行政運営を目指してまいります。

3. プランの構成

(Ⅰ) 松山市行政改革プラン2012の性格と役割

この大綱は、行政改革専門委員（外部有識者）やワークショップ参加者（市民代表）、市民アンケート（市民の声）、パブリックコメント（市民意見公募）等を参考に策定しました。

そして、行政の進むべき道筋を示すガイドライン（指針）の一つとして、現在の松山市が抱える様々な課題を市民の視点に立って改革するとともに、新しい行政経営に向かって取り組むべき方向性を示すものです。

改革の実施に当たっては、『基本理念』を踏まえ、『基本方針』や『方策』に従い進めていきます。さらには、具体的取組事項を盛り込んだ『実施計画』に基づき計画的に推進します。

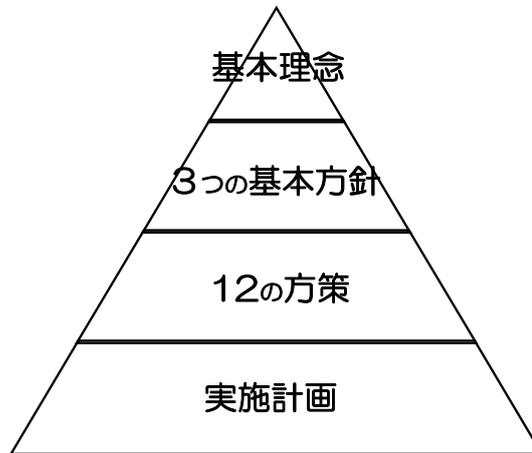
(Ⅱ) 松山市行政改革プラン2012の構成

このプランは、

- ①「基本理念」
- ②「3つの基本方針」
- ③「12の方策」
- ④「実施計画」

で構成されています。

今回策定した「第1次実施計画」については、平成24年度から26年度までの3カ年を推進期間として取り組むこととしており、また、各年度ごとに取組項目を明確に設定し、その進捗状況を毎年ホームページや市の広報紙等で公表することとしています。



本プランに掲載している第1次実施計画は、推進期間を平成24年度から平成26年度の3年間としていましたが、平成27年度において、新たなプランを策定するため、本実施計画の推進期間を1年間延長し、平成27年度までとします。

(Ⅲ) 松山市行政改革プラン2012の推進期間

このプランは、流動的な社会経済情勢に迅速に対応できるよう、推進期間は定めておりません。実施計画の推進期間である3年ごとに精査し、必要に応じ改定することとしています。

(Ⅳ) 基本理念

全国に誇れるわがまち松山

「一人でも多くの人を笑顔に」

近年、市民ニーズは複雑・多様・高度化しており、個性を尊重する現在の社会では一律の規制や補助制度等の弊害も目立ち始めております。

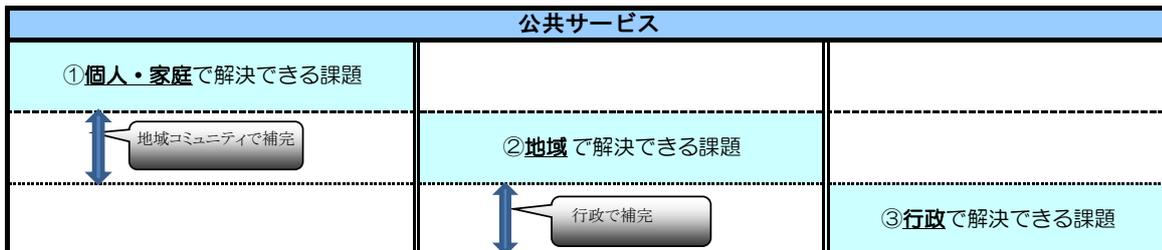
住民自治や補完性の原理(*)に基づくと、個々人の自助を基本として、個人で対応困難なものについて地域やNPO等の団体に支える共助、そして、こうした枠組みでも対応できない課題について行政が担うということが特色ある地域づくりや魅力あるまちづくり、そして、持続可能なまちづくりに効果的であると考えております。

一方、我が国が、長期に亘る景気低迷や国と地方の多額の債務残高に加え、少子高齢化がもたらす生産年齢人口の減少などが社会保障費をさらに増加させることを勘案すると、地方を取り巻く環境は今後、さらに厳しくなることが想定されます。

このような状況においても、市民の皆さんに必要なサービスを確実に届け、将来に亘って活力あふれるまちづくりを進めていくためには、これまでの行政改革への積極姿勢を継承、発展させていかなければなりません。

「一人でも多くの人を笑顔に」するため、行政の『自主・自立』と『創意・工夫』、『市民との協働』のもと、将来に亘り持続可能な行政経営を目指してまいります。

(*) 《補完性の原理について》



「補完性の原理」とは、

- ①. 個人・家庭でできることは個人で解決する。
- ②. 個人・家庭で解決できないときは、地域がサポートする。
- ③. 個人・家庭、地域で、どうしても解決できない問題について、行政が解決していく。

という考え方です。

(V) 基本理念に基づく基本方針と方策

【3つの基本方針】

本市を取り巻く環境が大きく変化している中、今後も市民満足度の高い行政サービスを提供し続けていくため、組織のスリム化や事業の見直しなど徹底した効率化やムダの削減はもとより、限られた財源のもとで真に市民に必要とされる行政サービスを提供していくための選択と集中の徹底、さらに、市民と行政の協働の仕組みづくりを進めていくことが重要であると考え、基本理念に基づいた行政改革を推進するための目標となる次の3つの基本方針を定めました。

基本方針1. 透明性を高めた効率的で活力のある市役所づくり

基本方針2. 市民ニーズに応じた質の高い行政サービスづくり

基本方針3. 市民力の向上を支援し、市民と共に歩む地域づくり

【12の方策】

上記の3つの基本方針の達成に向け具体的な取組みを進めていくため12の方策を定めました。

まず、「透明性を高めた効率的で活力のある市役所づくり」に向け、業務改善等による組織のスリム化をはじめとして、県・市町との共同・連携による業務の効率化やサービスの向上、さらに多様化する行政課題に柔軟に対応できる高い能力を備えた職員の育成などを推し進めてまいります。

次に、「市民ニーズに応じた質の高い行政サービスづくり」に向け、市民の利便性の向上などサービスの質を高めていくほか、限られた財源のもと真に市民が必要とするサービスを確実に提供していくため、引き続き財政の健全化などに取り組んでまいります。

そして、「市民力の向上を支援し、市民と共に歩む地域づくり」に向け、市民との協働、市民参加型行政を推進し市民力の向上を図るとともに、業務プロセスの透明性を高めるなど市民の信頼確立に向けた取組みなどを進めてまいります。

— 12の方策 —

基本方針1

- ①業務執行体制の整備
- ②職員の意識改革・人材育成
- ③県・市町との共同・連携
- ④適正な公共調達への取組強化
- ⑤民間との役割分担

基本方針2

- ⑥市民の利便性向上
- ⑦徹底した業務改善
- ⑧より健全な財政運営の推進

基本方針3

- ⑨市民協働の推進
- ⑩市民参加の仕組みづくり
- ⑪市民との信頼の確立
- ⑫松山の情報発信

3つの基本方針と12の方策

方針1

透明性を高めた

効率的で活力のある市役所づくり

自主性・自立性の高い行政運営が求められている中で、限られた財源のもと多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応していくため、事業改善など徹底したムダの削減、組織のスリム化・効率化に加え、職員のさらなる能力向上などを進めていきます。また、より透明性の高い公共調達を目指すとともに、民間活力の活用や県・市町との連携により効率的で活力のある市役所を目指します。

方策① 業務執行体制の整備

～ コンパクトで柔軟な組織を目指します ～

市政を取り巻く環境の変化による新たな行政課題や市民ニーズに的確に対応し、市民に必要なサービスを重点的・効果的に提供していくため、成果重視の行政執行体制の確立に向け、職員数の適正化等に引き続き取り組むほか、限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ）を効率的・効果的にマネジメントできる体制を整備し、様々な分野にまたがる行政課題に柔軟に対応できる持続可能な行政経営に取り組んでいきます。また、外郭団体のあり方や市との役割分担を見直すとともに行政委員等の報酬のあり方も検討していきます。

方策② 職員の意識改革・人材育成

～ 培った力を市民サポートにつなげます ～

多様化する行政課題に対し、職員一人ひとりが高い目標意識を持って対応することができるよう、また、常に市民の目線からのきめ細かな対応を行うよう今後も引き続き職員の意識改革を推し進め、高い能力を備えた職員の育成に努めます。そして、これまで培ってきた能力を住民福祉の向上や市民サポートに役立てます。

方策③ 県・市町との共同・連携

～ 業務の効率性を高めます ～

地方が権限と責任を持ち、地域本位の行政を行うためには、国からの権限や税財源の移譲とともに自治体自身の徹底した行財政改革が不可欠です。そこで、自治体の垣根を越えた行政改革を推進し、二重行政等の解消を図るとともに市民サービスの向上を目指します。具体的には、愛媛県や他市町との連携・一体化により、業務の効率化やコスト削減に取り組んでいきます。

また、その一方で、県と市町が共通して抱える重要な政策課題については、県と市町が十分に話し合い、相互の連携、役割分担のもと、住民サービスの向上に繋がる施策等を創出していきます。

方策④ 適正な公共調達への取組強化

～ 業務の透明性を高めます ～

国・地方の財政状況と、建設業界を巡る状況が共に一層厳しくなる中で、建設業が地域の社会資本の整備や災害復旧などに十分な役割を果たしつつ公共工事の適正な施工に必要な体制を的確に確保することができるように、適正価格での契約の推進のための公共工事の入札・契約制度のさらなる改善を行う必要があります。一般競争入札や総合評価落札方式の充実など入札制度の改善の取組みを引き続き検証していきます。また、他の公共調達についても、透明性・公平性を一層高める取組みを推進することが重要です。

方策⑤ 民間との役割分担

～ ノウハウを活用しサービス向上につなげます ～

職員数の適正化に取り組む中であって、多様化・高度化する行政需要の全てに職員が直接対応することは難しく、民間の高度なノウハウを活用した方が、市民サービスの向上に効果的な場合があります。そこで、民間でできることは民間に積極的に任せるという考え方を基本に、指定管理者制度や包括的民間委託をさらに拡大していくことで、市民サービスの向上やコスト縮減を図ります。

このため、事業の委託範囲や発注方法などについて適正化を図りつつ、PFI制度の活用など、新たな手法についても検討を進めます。

市民ニーズに応じた

質の高い行政サービスづくり

市民ニーズを的確に把握し、市民ニーズに見合った行政サービスを優先的・重点的に提供していくため、市民の利便性向上に向けた取組みを強化するほか、徹底した業務の改善を行い、歳出の抑制に努める一方、収入財源の確保にも注力し、「自治体に倒産はありうる」という認識のもと、健全財政を堅持する中で、行政サービスの質を向上させ、市民の満足度を高めていきます。

方策⑥ 市民の利便性向上

～ 市民サービスの質を向上させます ～

地方分権の一環として義務付け・枠付けの見直しが行われ、一部ではありませんが、市で独自の基準等を作り、地域の実情に応じたまちづくりを行うことができるようになりました。そのため、地域の状況を的確に捉え、これまでの経緯を踏まえながら市民の皆さんの利便性を向上させる基準作りを進めます。またこれに併せて、各種行政手続の簡素化等を検討するほか、市有施設の活用やサービス改善のさらなる強化を図り、市民サービスの質を上げていきます。

加えて、市民の皆さんの様々な悩みや相談に対応する窓口のさらなる充実等についても検討を進めます。

方策⑦ 徹底した業務改善

～ 業務のムダを削減します ～

限られた経営資源を有効活用するためには、市民ニーズを的確に捉え、市民ニーズに見合った行政サービスを提供し、形骸化したものや時代の変化とともに市民ニーズとズレが生じているものは徹底的に見直す必要があります。

本市では、平成12年度から事務事業評価に取り組んできましたが、今後も厳しい財政状況が続くことが想定されることから、業務の統廃合など引き続き業務改善に取り組むとともに、事務事業の見直し手法の改善についても検討を進めていくほか、ITの活用による事務の省力化やシステム調達の最適化など、あらゆる面から業務のムダの削減に努めます。

方策⑧ より健全な財政運営の推進

～ 将来にわたり安心なサービスを提供します ～

少子高齢化や長引く景気の低迷等により、社会保障関係経費が増大する一方、自治体の財源確保は厳しく、自律的かつ継続的な都市経営を進めていくためには、財政の健全性の確保と弾力性の維持が求められます。職員の給与水準の適正化をはじめ、歳出の見直しを引き続き進める一方で、市の有する資源についてあらゆる面から有効活用策を検証し、歳入増加に向けた取組みも展開していきます。

また、まちづくりの重要な要素である社会資本整備を着実に進めていくため、公共工事コストのさらなる適正化やライフサイクルコストの低減などに努めます。

方針3

市民力の向上を支援し、 市民と共に歩む地域づくり

地域住民だけではなく、多様な主体が地域の課題に主体的かつ継続的に取り組むことにより、自立したまちづくり、地域の特色を活かしたまちづくりへとつながっていきます。そのため、市民や各種団体、NPO、企業などと行政が目的を共有し、相互の役割分担のもとで、それぞれの強みを活かした取り組みを進める必要があります。そこで、協働の仕組みづくりを進めるとともに、市民力の向上を行政が支援することで、地域のことは地域住民で決めるという住民自治の考え方に基づいた市民が主役の地域社会づくりを目指します。

また、より一層の市民参加の機会の拡大を図るほか、パブリックコメントなどを通じ、市民の皆さんの信頼を得る取組みを進めます。

さらに、まつやまブランドの確立と情報発信を市民の皆さんとともに取り組めます。

方策⑨ 市民協働の推進

～ 市民主体のまちづくりを進めます ～

地域のことは地域で決めるという住民自治の考え方のもと、引き続きまちづくり協議会の設立を促進するとともに、職員の地域貢献活動への参加を促すことで地域に目を向けた職員の養成に努めるなど、市民と行政の協働を推進します。

そのほか、NPO、企業などの多様な主体との協働や東日本大震災を契機にその重要性がこれまで以上に高まっている地域防災を支える要となる自主防災組織への支援もさらに強化していきます。

方策⑩ 市民参加の仕組みづくり

～ 皆さんの意見を市政に活かします ～

市民の皆さんの意見を市政により一層反映させていくため、タウンミーティングの活用をはじめ、様々な広聴事業の積極的な実施を図るなど、さらなる市民参加型行政を目指します。

方策⑪ 市民との信頼の確立

～ 皆さんに信頼される行政を目指します ～

各業務プロセスの可視化・マニュアル化等による業務改善を図るほか、市民意見公募手続（パブリックコメント）の周知や適正運用などにより、市民の皆さんが行政運営に参画する機会を拡充するとともに、分かりやすく透明性のある行政を目指します。

方策⑫ 松山の情報発信

～ 皆さんと一緒に松山のPRを進めます ～

都市全体の価値や魅力の向上と、都市そのものに対する信頼や好感を市内外から獲得する「都市ブランド」を確立するため、市民の皆さんと行政の協働による“オール松山体制”で取り組み、本市の魅力度や知名度を高めることで、交流人口の増加や地域産業の活性化に繋がります。

松山市行政改革プラン2012の体系

基本理念 3つの基本方針

12の方策

取組項目

全国に誇れるわがまち松山
一人でも多くの人を笑顔に

《基本方針1》

透明性を高めた
効率的で
活力のある
市役所づくり

- ・業務執行体制の整備
- ・職員の意識改革・人材育成
- ・県・市町との共同・連携
- ・適正な公共調達の実施強化
- ・民間との役割分担

《基本方針2》

市民ニーズに
応じた質の高い
行政サービス
づくり

- ・市民の利便性向上
- ・徹底した業務改善
- ・より健全な財政運営の推進

《基本方針3》

市民力の向上を
支援し、市民と
共に歩む地域
づくり

- ・市民協働の推進
- ・市民参加の仕組みづくり
- ・市民との信頼の確立
- ・松山の情報発信

自主・自立／創意・工夫／市民との協働

実施計画における取組事項